

# ジャパン柔道整復師会通信

[季刊誌]

2024年 夏号 | Vol.35

## 特集

療養費改定について

ふおーかす・おん  
新会員様ご紹介！

## コラム

知らなきゃ損する  
交通事故対応コラム

\\pickup!//  
マイナ保険証資格 Q&A

編集後記



## 「長期・頻回受療の適正化」が与える影響は？

6月から施行された柔道整復療養費の改定ですが、今回は10月から施行される「長期・頻回受療の適正化」にスポットを当てて解説します。施行前にしっかりと内容を理解しておきましょう！

### 逓減率の考え方は？

現在、初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における長期施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）に対しては、100分の80（ $\times 0.8$ ）で算定すること、となっていますが、これが10月以降は**100分の75（ $\times 0.75$ ）**での算定となります。つまり、0.05%の引き下げ（減額）です。そして、この条件にプラスしてひと月あたり10回以上の施術を継続している長期頻回施術の場合は**100分の50（ $\times 0.5$ ）**で算定する必要があります。どういうことか、例をあげて説明します。

例①

5月～9月 施術回数10回  
10月 施術回数8回（逓減率〇%？）  
11月 施術回数2回（逓減率〇%？）

このような施術内容の場合、10月の施術分から逓減率が**100分の50**となります。逓減率を判断する上で当月の施術回数は関係なく、あくまで“過去に5ヵ月連続で10回以上の施術を行ったかどうか”が基準になります。また、一度逓減率が100分の50になったら以降対象部位の施術が終了するまではずっと100分の50で計算することになります。では、例であげた9月の施術回数が9回だったらどうなるでしょう。

例②

5～8月 施術回数10回  
9月 施術回数9回  
10月 施術回数8回（逓減率〇%？）  
11月 施術回数2回（逓減率〇%？）

この場合は、連続10回以上の月数がリセットされるので、10月、11月はどちらも**100分の75**となります。10回以上の施術が5ヵ月連続しない限り、逓減率は通常の100分の75のままです。もちろん、100分の75に該当する施術が5ヵ月連続10回以上になれば、翌月からは100分の50が適用されることとなります。

### いつの分から適用される？

長期・頻回受療の適正化による逓減率の変更は10月から施行されることに間違いはありませんが、考え方に注意が必要です。「10月から始まる＝10月から施術回数をカウントする」ではありません！10月施術分から逓減率を変更するという点なので、前の項目で例にあげた通り、**月数カウントは5月から始まっています**。すでに施行の準備期間に入っている、ということです。

### 保険者審査への影響は？

10月以降、保険者の判断で償還払いに変更できる事例の中に、逓減率が100分の50となる場合と同じ条件が追加されます。保険者判断による償還払い変更の対象範囲が拡大されるということとなります。ただし、**100分の50逓減となった患者様すべてが償還払いへの変更対象となるわけではありません**。厚生労働省は「患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合について、保険者等は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること」としています。保険者側も、ルールに則って手続きを進める必要があります。

療養費改定に関しては、厚生労働省から疑義解釈が発出されています。

こちらのサイトにある「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（令和6年5月31日 事務連絡）[PDF:284KB]」をご確認ください。

[柔整療養費疑義解釈はこちら](#)

開業おめでとうございます！

4月オープン！

# やまなか整骨院 山中瑛平 先生

今回は和歌山県海南市大野中で初めて“医接連携”を前面に打ち出したやまなか整骨院様にお邪魔いたしました。



## Q 開業のきっかけを教えてくださいませんか？

山中先生



色々あるのですが、開業に関しては自分の父親と嫁の父親から「開業せーへんのか？」とずっと言われていて、でもなんやかんやで“いつかはしようかな”くらいにしか思っていなかったんです。ところが昨年に両方の父親が亡くなってしまい、それで“ここで開業せんかったらいつするんや！”って奮起したのがきっかけの一つです。



## Q 医接連携を全面に押し出した理由は何ですか？

山中先生



開業しようと思い健生の開業支援に申し込み、コンサルの方に経歴を聞かれてクリニックに勤務してると言ったら「医接連携って知ってますか？」と言われて、その時は「??」だったのだけれども、自分としても“医者と柔整師が手を取り合っていかなとアカン”と思っていたので、思いきって職場のクリニックの院長に「開業したら連携させて欲しい」とお願いしたんです。そしたら「ええでっ」と言ってもらえて、それでこういう戦略になったんです。

## Q オシャレな内装は先生のアイデアですか？しかもバリアフリーですよね？

山中先生



いいえ、全部嫁ですわ。受付側は白基調（清潔感）にして入口壁はブルー（落ち着き）をイメージしてて、車イスでも問題ないようにトイレまでバリアフリーにしています。

ぬいぐるみの猫ちゃん（奥様お気に入り一番左）やら、院長の人形も嫁のアイデアですわ。今時の音楽も流して“スタイリッシュな隠れ家的な接骨院”になってると思います。

やまなか整骨院のホームページはコチラ！



こんなとき、どうする!?  
知らなきや損する  
交通事故対応コラム

渋谷アーク法律事務所  
弁護士 諸賀 孝明



### 質問

保険会社から自賠責への事前認定をしたい旨伝えられましたが、今後どうなるのですか？

### 回答

事前認定の結果によっては施術費の支払いが否定される可能性があります。

### 理由

事故の患者の施術をしていると、保険会社から自賠責への事前認定をしたいとの連絡が入ることがあります。

そのほとんどは事故が軽微事故であるため、そもそも患者さんが事故で怪我をしたと言えるのかについて調査をすることにあります。

軽微事故かの判断は車同士の事故の場合、当事者の事故状況の証言、車体の損傷がどれくらいあるか、ドライブレコーダーの内容などによって判断されます。

自賠責においては被害者側が怪我の立証をしないといけない前提になっておりますが、診断書があるからと言って必ず施術費を払ってもらえるわけではないことに注意が必要です。

万が一事前認定が否定された場合でも異議申し立てなどができますので専門家に相談ください。

# マイナ保険証資格確認 Q&A

これまでも NOAH お知らせ欄でご案内した通り、現行の健康保険証の廃止が 12 月に迫っています！マイナ保険証資格確認のご準備はお済みでしょうか？ここではよくあるご質問を紹介します。



## 何が変わりますか？

健康保険証が廃止になると、これまで目視で確認していた保険証情報（記号・番号・被保険者など）が目視で確認できなくなります。今後は専用アプリを使用しマイナ保険証から読み取ります。



## 何が必要で、どこで入手しますか？

PC 上の資格確認では対応の有線汎用カードリーダーが必要です。会員様は当会 EC サイト「[ジャパンいちば](#)」でご購入いただけます。必要に応じて設置費・延長ケーブルを組み合わせてください。なお、ご自身でのご用意でも問題ありません。（対応機種はこちら）



## ジャパンいちばのカードリーダーはいつ届きますか？

毎月 20 日までのご入金確認分を、その月のご利用明細に同封して発送いたします。商品到着後、ジャパンいちばのマイページより領収書を発行してください。



## 助成金申請はいつまで可能ですか？

助成金の申請期限は「**令和 7 年 1 月 15 日まで**」です。ジャパンいちばでのご注文は「令和 6 年 12 月 20 日入金確認分」まで、12 月中の領収書発行が可能です。



## スマートフォンでも資格確認ができますか？

NFC 対応スマートフォンを用いた資格確認も可能です。往療等で PC を離れる際に最適と思われます。一方、カードリーダーを用いた PC での資格確認では**今後 NOAH との連動を予定**しており、レセコン連動の観点ではこちらをおすすめいたします。



## 健康保険証はいつまで使えますか？

2024 年 12 月 2 日より健康保険証の新規発行が終了します。同時点で有効な保険証は、その時点から最長 1 年間（※）使用することができます。※有効期限が 2025 年 12 月 1 日より前に切れる場合はその有効期限まで。



## 「設置費」とは？

マイナ資格確認に必要な以下の 4 工程について、当会でサポートいたします。設置費は機器代と合わせて助成金申請が可能です。

- ▶ 施術所向けポータルサイト登録
- ▶ マイナ資格確認アプリ利用申請
- ▶ マイナ資格確認アプリセットアップ（遠隔操作）
- ▶ 助成金申請方法ご案内

設置費込みでご注文の場合、商品発送後にレセコンにて【ポータルサイト登録内容確認フォーム入力のお願ひ】をお知らせいたします。ご確認の上ご回答ください。



## ご入会ありがとうございます。

新たにジャパン柔道整復師会にご入会された皆様

中部 / 関西

2件

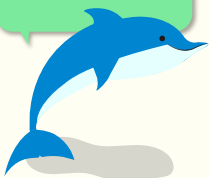
北海道 / 東北

1件

関東

7件

次号の発行は  
10月の予定です。  
次号もどうぞ  
ご期待ください！



最後までありますが、重大なお知らせをひとつ。紙面上で触れることができませんでしたが、本年度のジャパン総会とエリリア交流会の開催が決定しました！ジャパン総会は 11 月 10 日（日）に仙台で、エリリア交流会は 11 月中旬～1 月の間に、札幌、福岡、大阪、東京の各エリアで開催予定です。それぞれ詳細が決まり次第ご案内します。どうぞお楽しみに！

そんな中、先日テレビで「酷暑避難施設として都内の薬局を開放」というニュースを見ました。調剤薬局の待合スペースを開放して経口補水液や塩分補給の飴を提供するそうで、とても良い取り組みだなと感じました。接骨院にも暑い中患者様が来院されます。中には熱中症予備軍の方がいらっしゃるかもしれません。そんな状況を想定して、まずは患者様の熱中症対策として、飲み物や飴などを待合室に常備してみたいかがでしょうか。ニュースで紹介された薬局のように、業界として熱中症対策に貢献できると良いですね！

7 月になったとたん、全国各地で猛暑日が続出。このままだと 8 月はどうなってしまうんだろう、と心配になってしまいます。昔は夏休みにどこに行こうかとワクワクしながら考えたものですが、今はとてもそんな気分にはなれません。家族には申し訳ないですが、涼しいところでのんびりが一番です！

編集後記 編集担当 木津